

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に基づき、香川県地域防災計画に定める緊急輸送路のうち DID 地区（平成 22 年国勢調査による人口集中地区）内にある第 1 次輸送確保路線を、沿道建築物の耐震診断を義務付ける避難路として平成 26 年 4 月 1 日に指定しました。

これにより、下記の要件に該当する避難路沿道建築物の所有者は、耐震診断を行い、令和 3 年 3 月 31 日までにその結果を所管行政庁に報告しなければならないこととなりました。

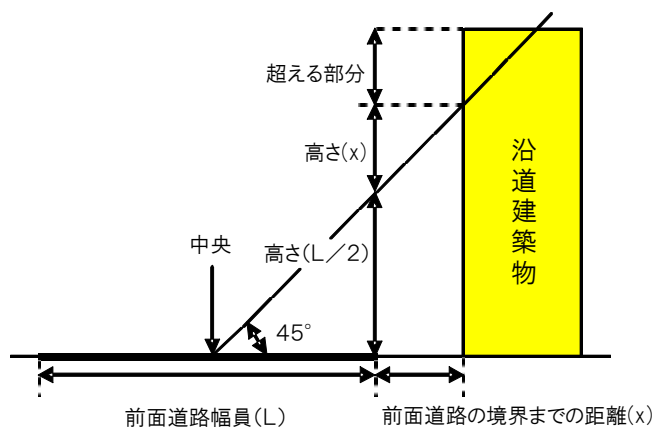
対象建築物

次のいずれにも該当するもの

1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物
2. DID 地区（平成 22 年国勢調査による人口集中地区）内にある第 1 次輸送確保路線に敷地を接する建築物
3. 地震による倒壊時に道路幅員の 1/2 を超えて閉塞するおそれのある建築物（下図参照）

道路幅員 $L > 12\text{m}$ の場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員 (L) の $1/2$ に前面道路の境界までの距離 (x) を加えた高さ ($L/2 + x$) m を超える建築物



道路幅員 $L \leq 12\text{m}$ の場合

前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6m に前面道路の境界までの距離 (x) を加えた高さ ($6 + x$) m を超える建築物

